

令和7年度財務省政策評価書

令和8年6月

財務省

- 総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、(世界経済) 世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング(マネロン)、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際協調において主導的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。
-------------------------------	--

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」	
	総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針	○ 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「総合的な T P P 等関連政策大綱」 (令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定) ○ 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定) ○ 「インフラシステム海外展開戦略2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定) ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」 (令和 4 年 12 月 20 日閣議決定)
--------------------	---

総合目標 5 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	G 7（用語集参照）、G 20（用語集参照）プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、国際貿易の秩序ある発展等を図るための取組を推進しました。特に、国際情勢が変容する中で、米国との関税協議に関する合意の一環として日米政府の戦略的投資イニシアティブへの対応を行った他、重要鉱物等のサプライチェーン強靱化の観点を含め日本企業の海外展開支援や、対内直接投資審査制度の高度化に取り組むなど、経済安全保障上重要な取組を通じて我が国経済の健全な発展に貢献しました。その上で、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G 7、G 20等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。また、A S E A N + 3（用語集参照）等の地域金融協力を推進することは、我が国を含めた域内の経済・金融の安定を促し、地域全体の強靱性の強化に貢献するものです。 開発途上国の経済社会の発展に向けては、国際協力機構（J I C A）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（J B I C）の出融資等といったツールを活用していきます。質の高いインフラ投資、債務問題、国際保健や防災といった我が国が重点政策と位置づけるグローバルな課題では、G 20各国や国際金融機関等の多様な主体と連携していきます。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。）を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。 W T O（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。 経済安全保障の確保に向けた様々な取組が求められる中、J B I Cを通じて日米政府の戦略的投資イニシアティブへの対応等を行っております。また、重要鉱物等を含むサプライチェーンの強靱化についても、国際的な連携や官民の協働を通じて、様々な政策措置の検討を加速化し、我が国経済の安定的な発展に資する取組を進めています。加えて、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応するため、対内直接投資審査制度を高度化するものです。

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	外国為替市場の安定、また、その前提となる国際金融システムの安定を確保し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するためには、世界経済に大きな影響を与える米国、中国、欧州の政治経済の動向や、ロシアのウクライナ侵略、中東、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、開発途上国における貧困、パンデミック、気候変動を始めとする地球環境問題、マネロンやテロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題の解決を図るべく、国際社会が連携することが必要です。また、国際情勢が変化する中、ルールに基づく国際秩序と多国間主義という、国際連携の基盤となる基本的価値を堅持する取組に参画し、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に対しては国際社会の責任ある一員として毅然と対応することが不可欠です。こうした観点から、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への支援を強力に推進するとともに、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化します。 このため、引き続きG 7（用語集参照）やG 20（用語集参照）における議論に貢献し主導的役割を果たすとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係を更に深化・拡大させていきます。その際、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。 また、ODA等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、令和元年6月に日本議長下のG 20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG 20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるように国際的な議論に引き続き積極的に参画し、インフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。 さらに、「インフラシステム海外展開戦略2030」で掲げられた、令和12年に約45兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標を踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。 併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。 【G 7・G20等】 G 7では、カナダ議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るために協調して行動し、ロシアへの圧力強化に係る共同声明の発出等、G 7で連携を図りました。また、世界経済・金融市場の動向、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、国際課税、金融犯罪等の幅広い議題について、活発な議論を行い、G 7で協働し取組を進めました。令和 8 年 1 月以降は、フランス議長下において、グローバルインバランス等の世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画したほか、緊迫する中東情勢に対応して、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、G 7が緊密な連携を続けていくとのメッセージを迅速に発信しました。 G20では、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中で、南アフリカ議長が優先テーマとした世界経済・金融市場の動向やアフリカの成長促進、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やMDBs（国際開発金融機関：用語集参照）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、途上国の債務問題について、「共通枠組」の実施強化や債務透明性の向上など今後の更なる行動への決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」など、G20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、令和 7 年 12 月以降の米議長下の G20では「成長の阻害要因への対処」「グローバルインバランスの是正」等の議論に積極的に貢献しています。 令和 8 年 1 月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組を G 7や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和 8 年 3 月には「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」を策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。 【IMF】 IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を担う国際機関です。 本年度も、令和 7 年 6 月及び令和 8 年 3 月の IMF 専務理事訪日や IMF 幹部との政策対話等の機会を通じて、現下の日本の経済政策及び世界経済、IMF 政策等について率直な意見交換を行いました。令和 8 年 3 月開催の財務省主催国際シンポジウムでは、IMF 専務理事から「変容する世界経済の下での IMF の役割と日本への期待」について講演する場を設け、IMF と日本が一層連携を強化して世界経済、国際金融に係る諸課題の解決に貢献していく旨のメッセージを発信いただきました。 また、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題の解決に一層効果的

に対応できるよう、長期的視点に立ち、IMFのガバナンス及び役割に係る議論に貢献しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、将来のクォータ・ガバナンス改革に係る議論を導くための原則の令和8年春会合までの策定に向けた議論に、積極的かつ建設的に貢献しました。加えて、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金基盤強化に対して日本は自発的貢献を表明するなど、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和7年10月に韓国・仁川にて開催されたAPEC財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢のほか、イノベーション、デジタル金融、財政・金融政策サステナブル・ファイナンス、金融のデジタル化及び災害リスクファイナンス等の議論に参画するとともに、今後5年間のロードマップである「仁川プラン」の策定に貢献しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発政策において重点政策と位置づけるテーマをMDBsの政策に反映させることにより、主要出資国としてMDBsの業務運営に積極的に参画しました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- ・ 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本－EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- ・ アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。
- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバーエコノミー、農業を優先分野として、令和8年3月に米州開発銀行（IDB）の

日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000万ドルの貢献を行いました。

【ウクライナ支援】

ウクライナ支援では、令和5年4月のIMF及び国際復興開発銀行 (IBRD) への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行の基金に令和8年3月までに125億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資 (ERAローン)」について、令和7年6月、JICAとウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に2,784.5億円を供与済 (令和8年3月末時点) であり、着実に支援を実施しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第1号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関 (MIGA) のウクライナ復興・経済支援 (SURE) 信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に1,000万ドルを追加拠出しました。加えて、令和5年12月に合意された、EBRDのウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第2位の出資国として参画し、令和7年9月には第2回目の払込みを行いました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

(目標の内容)

ASEAN+3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN+3 (用語集参照) 等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。

【ASEAN+3】

令和7年度のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、令和8年1月からの共同議長国としての各種取組を含め、地域金融協力の推進に向けた議論を主導しました。

- ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、令和7年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」のオペレーション開始に向けた契約書改訂に合意したほか、その資金構造の強化に向けた議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。また、共同議長国としては、CMIMの実効性の更なる向上に向けた議論を推進しています。
- ・ AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、地域の経済・金融の安定に向け、サーバイランス等、更なる機能強化に向けた議論に積極的に参画したほか、メンバー国向けの技術支援の強化にも取り組みました。共同議長国としては、IMFを含む他の国際機関との連携を一層促進し、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進しています。
- ・ ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、現行の中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。共同議長国としては、取組の対象を金融市場にまで拡大した新たなロードマップ策定の議論を主導しています。
- ・ 災害リスクファイナンス（DRF）については、令和7年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、共同議長国として議論を主導しました。加えて、ASEAN+3におけるDRFイニシアティブの事務局について、これまで暫定的にSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）が担っていたところ、これをアジア開発銀行（ADB）に移管するとともに、恒久的な事務局とすることにより、実施体制を強化しました。また、令和7年5～8月にかけて発生したラオス国内の洪水・豪雨被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。
- ・ 共同議長国下において、クロスボーダー決済に関する取組を新たに優先議題として取り上げ、AMROとの連携を通じて、各国への政策提言を見据えたレポートの作成を主導しました。

【二国間財務・金融協力】

- ・ ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和7年12月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を更新しました。
- ・ 韓国との間では、令和8年3月に10回目となる「日韓財務対話」を開催し、世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。
- ・ インドとの間では、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

- ・ 豪州との間では、レアアース供給の安定化等の共通の課題について当局との意見交換を行いました。また令和 7 年 11 月に第 19 回目となる「日豪経済対話」を開催し、対内直接投資審査制度や太平洋島嶼国支援等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

【太平洋島嶼国支援】

- ・ 太平洋島嶼国との間では、令和 7 年 5 月に「第 2 回日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行い、本会議の定例化に合意したほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。併せて、世銀コルレス銀行関係のプロジェクトにおける集中決済機関の検討にあたって、日本主導で米国、豪州及び NZ と議論を行いました。

上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】総 5-1-B-3：ODA 等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進

(目標の内容)

ODA や OOF 等を通じ、G20 大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。

(目標の設定の根拠)

ODA や OOF 等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICA や JBIC 等を通じた支援を行っています。

【JICA を通じた支援】

JICA を通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました(参考指標 5 参照)。

- ・ 令和 7 年度において、計 4 件、約 3,433 億円(交換公文ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計 27 件、約 2,025 億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。

- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）を令和7年4月に改正し、民間資金動員を促進するべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債権取得および債務保証を可能にするなど、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことを発表しました。EPSA6では以下の取組を通じてさらなる機能拡充や改善を行うこととなっております。

- ① 政府向け支援としてAfDBとJICAが行う協調融資（ACFA: Accelerated Co-financing Facility for Africa）
- ② JICAからAfDBへの円借款を通じてAfDBのノンソブリン事業を支援するファシリティ（NSL: Non-Sovereign Loans）
- ③ JICAアフリカインパクト投資イニシアティブ（IDEA: Impact Investing for Development of Emerging Africa。海外投融資を触媒とした、官民総額15億ドルの社会課題解決型の投資）

【JBICを通じた支援】

JBICについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標6参照）。

- ・ 具体的には、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和7年10月末までに、計382件、約60,411億円の出融資等を承諾しました（経過措置案件含む）。令和7年9月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和8年3月までに81件、約18,498億円の出融資等を承諾しました。なお、令和8年2月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における3つのプロジェクトを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。
- ・ また、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。

上記実績のとおり、JICAやJBICについては、機能の改善や強化等も活用して、ODA等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資の促進にも貢献しており、これらは今後も引き続き取り組

んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-4： 国際金融システムの濫用防止

(目標の内容)

資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組み等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました（参考指標 3 参照）。

また、令和 7 年 9 月には、国連安保理決議に基づきイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施するとともに、イランの核活動等に関連する活動及び大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われる資金移転を防止する措置を実施しました。

これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和 7 年度も引き続き、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体やロシア・ベラルーシ以外の第三国の個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施しました。特に、G 7 を始めとする主要国と協調し、プライス・キャップ制度の下、ロシア産原油に係る上限価格の引下げを、令和 7 年 9 月に実施しました。

【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。

- ・ F A T F における次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）において共同議長を務め（令和 6 年 9 月～）、令和 7 年 8 月には A P G の年次総会を東京で開催（40 以上の国・地域や国際機関から約 450 名が参加）するなど、F A T F 型地域体の活動を支援しました。
- ・ 国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

	政策会議」等の枠組を活用し、F A T F が公表した拡散金融に関する報告書や安保理決議によるイラン制裁の再適用などを受け、我が国の拡散金融のリスクを評価した「拡散金融リスク評価書」を更新するなど、関係省庁連携による各種対策の強化に取り組みました。 【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】 外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計294の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計117件実施しました。 上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外為法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。
--	---

テーマについての評定	
	a 相当程度進展あり
評定の理由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G 7 や G 20 等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、A S E A N + 3 や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 J I C A や J B I C の機能の改善や強化等も活用して、O D A 等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。 加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外為法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評定を「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標 2 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標 3 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標 4 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 5 「円借款実施状況」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」

総 5－1に係る参考情報

参考指標 1：最近の世界経済動向

	2025					2026					2027				
	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差	25.10 時点	26.01 時点	26.04 時点	25.10 との差	26.01 との差
日本	1.1	1.1	1.2	0.1	0.1	0.6	0.7	0.7	0.1	0.0	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0
米国	2.0	2.1	2.1	0.1	0.0	2.1	2.4	2.3	0.2	▲ 0.1	2.1	2.0	2.1	0.0	0.1
カナダ	1.2	1.6	1.7	0.5	0.1	1.5	1.6	1.5	0.0	▲ 0.1	1.9	1.9	1.9	0.0	0.0
ユーロ圏	1.2	1.4	1.4	0.2	0.0	1.1	1.3	1.1	0.0	▲ 0.2	1.4	1.4	1.2	▲ 0.2	▲ 0.2
ドイツ	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.9	1.1	0.8	▲ 0.1	▲ 0.3	1.5	1.5	1.2	▲ 0.3	▲ 0.3
フランス	0.7	0.8	0.9	0.2	0.1	0.9	1.0	0.9	0.0	▲ 0.1	1.2	1.2	0.9	▲ 0.3	▲ 0.3
英国	1.3	1.4	1.3	0.0	▲ 0.1	1.3	1.3	0.8	▲ 0.5	▲ 0.5	1.5	1.5	1.3	▲ 0.2	▲ 0.2
先進国計	1.6	1.7	1.9	0.3	0.2	1.6	1.8	1.8	0.2	0.0	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0
アジア	5.2	5.4	5.5	0.3	0.1	4.7	5.0	4.9	0.2	▲ 0.1	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0
中国	4.8	5.0	5.0	0.2	0.0	4.2	4.5	4.4	0.2	▲ 0.1	4.2	4.0	4.0	▲ 0.2	0.0
インド	6.6	7.3	7.6	1.0	0.3	6.2	6.4	6.5	0.3	0.1	6.4	6.4	6.5	0.1	0.1
フィリピン	5.4	5.1	4.4	▲ 1.0	▲ 0.7	5.7	5.6	4.1	▲ 1.6	▲ 1.5	6.0	5.8	5.8	▲ 0.2	0.0
中東・中央 アジア	3.5	3.7	3.6	0.1	▲ 0.1	3.8	3.9	1.9	▲ 1.9	▲ 2.0	3.8	4.0	4.6	0.8	0.6
ロシア	0.6	0.6	1.0	0.4	0.4	1.0	0.8	1.1	0.1	0.3	1.1	1.0	1.1	0.0	0.1
メキシコ	1.0	0.6	0.6	▲ 0.4	0.0	1.5	1.5	1.6	0.1	0.1	2.0	2.1	2.2	0.2	0.1
新興国・途 上国計	4.2	4.4	4.4	0.2	0.0	4.0	4.2	3.9	▲ 0.1	▲ 0.3	4.2	4.1	4.2	0.0	0.1
世界計	3.2	3.3	3.4	0.2	0.1	3.1	3.3	3.1	0.0	▲ 0.2	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2026.4)

(World Economic Outlook, April 2026: Global Economy in the Shadow of War (imf.org)

<https://www.imf.org/en/publications/weo/issues/2026/04/14/world-economic-outlook-april-2026>

参考指標 2：途上国の貧困削減状況

1日3ドル未満で生活している人口 (%)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
東アジア・大洋州	2.7	2.6	2.4	2.2	2.0
欧州・中央アジア	0.81	0.8	0.7	0.6	0.5
中南米	5.6	6.3	5.0	4.6	4.5
中東・北アフリカ	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	9.4	7.9	6.1	4.7	3.8
サブサハラ・アフリカ	46.4	46.6	46.4	46.5	46.0

(出所) 世界銀行 Poverty headcount ratio at \$3.00 a day (2021 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)

<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map>

(注 1) 世界銀行の国際貧困ラインは3.00ドル/日とされている。

(注 2) 2024年にICP発表の購買力平価 (PPP) が発表されたことを受け、世界銀行の公表統計における貧困ラインは、2025年 6月に3.00ドル/日へと変更。(変更前は2.15ドル/日。) 過年度との比較を有効に行うため、参考指標における記載も 令和 2 年まで遡って貧困ライン3.00ドル/日に統一した。

(注 3) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～令和 3 年度	828個人・団体	312個人・団体
4 年度	1個人	0個人・団体
5 年度	29個人・団体	2個人・団体
6 年度	0個人・団体	3個人・団体
7 年度	4個人	5個人・団体
小 計	862個人・団体	322個人・団体
累 計	540個人・団体	

(出所) 国際局調査課対外取引管理室調

(注) 令和 5 年 1 月 27 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した 1 団体については、同委員会のプレスリリースから 24 時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

令和 6 年 8 月 23 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象から削除した 1 個人については、同委員会の決議に基づき、外務省告示を発出しているが、当該個人について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置を継続していることを踏まえ、本項においては「削除」として取り扱わない。

参考指標 4 : 我が国への対内直接投資残高

(単位 : 10 億円)

	令和 3 年末	4 年末	5 年末	6 年末	7 年末
金 額	40,692	46,233	51,014	53,479	58,562

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5 : 円借款実施状況

(単位 : 億円、件)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件 数	28	46	43	38	27
金 額	11,580	23,239	21,258	14,584	16,891

(出所) 国際協力機構調

(注) 借款契約ベース (計上基準を変更したため、令和 5 年度政策評価書と一部数値が異なる箇所がある)。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位 : 億円)

	令和 3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	195	19,411	131	21,966	127	17,203	115	13,802	144	25,030
輸出金融	3	608	15	429	10	553	4	108	-	-
輸入金融	1	2,390	2	2,300	3	2,108	1	700	1	2,648
投資金融	185	15,934	104	18,474	102	13,622	98	11,102	134	20,845
事業開発等金融等	6	478	10	762	12	919	12	1,892	9	1,536
保 証	9	891	12	952	25	2,303	11	1,223	14	2,256
出 資	5	352	3	233	3	872	3	35	8	234
合 計	209	20,655	146	23,152	155	20,379	129	15,061	166	27,520

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アジア	1,857	6,007	4,750	1,725	2,961
(東南アジア)	(1,530)	(1,027)	(2,198)	(1,068)	(1,289)
大洋州	662	70	1,549	3,459	618
ヨーロッパ	5,674	4,299	4,845	2,709	2,033
中 東	2,804	1,918	358	1,289	5,093
アフリカ	-	796	22	90	22
北 米	7,958	4,613	1,484	2,492	13,137
中南米	643	2,116	4,159	1,831	1,218
国際機関等	-	-	75	217	-
その他	163	2,379	828	21	179
合 計	19,764	22,200	18,075	13,837	25,264

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
アジア	6	375	927	120	750
(東南アジア)	(6)	(203)	(11)	(6)	(9)
大洋州	-	67		-	-
ヨーロッパ	262	265	930	827	162
中 東	377	127	239	-	-
アフリカ	-	-	22	-	500
北 米	244	117	112	140	374
中南米	-	-	-	135	468
国際機関等	-	-	71	-	-
合 計	891	952	2,303	1,223	2,256

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、W T O（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、対外経済連携の促進に向けた取組についても、政府全体として積極的に推進しています。 W T Oについては、令和 6 年11月のG20リオデジャネイロサミットにおいても、各国首脳間で、W T O改革への継続的な政治的支持が表明されており、我が国はW T O改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しています。国際社会が複合的な危機に直面する中、W T Oの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。 経済連携協定については、平成30年12月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（C P T P P）（用語集参照）、平成31年 2 月に日 E U・E P A（用語集参照）、令和 2 年 1 月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）、令和 3 年 1 月に日英 E P A（用語集参照）、令和 4 年 1 月に地域的な包括的経済連携（R C E P）協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きがある中で、我が国が率先して自由で公正な貿易を推進する範を世界に示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。 世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、W T Oを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、C P T P PやR C E P協定の着実な実施や円滑な運用、履行の確保に取り組む等、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。 また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	【主要】 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組 （目標の内容） W T Oを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。 （目標の設定の根拠） 世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年 2 月に発効したW T O貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、W T O改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、令和 8 年 3 月に開催された第14

	回WTO閣僚会議では、電子商取引に関する協定について、本協定のWTO協定への組込が実現するまでの間、有志国の間で暫定的に実施する措置に合意しました。 経済連携の推進に関して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）においては、エコノミーの新規加入について、令和7年11月にウルグアイの加入作業部会の設置が決定され、適切であれば令和8年にUAE、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされました。また、令和6年3月には日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和8年2月に署名に至りました。そのほかに、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、令和6年11月、日UAE・EPAの交渉を開始し、令和8年3月に交渉妥結に至りました。こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。 さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）等の締結に向けた取組等を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。 上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。
--	---

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 やG 20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、バイ・マルチを通じた効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 サプライチェーン強靱化の観点を含め日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進していきます。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	I M F による世界経済見通しの推移（令和 8 年 4 月）
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 やG 20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。 A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、バイ・マルチを通じた効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進しました。 国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準に基づくマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を着

	実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。
--	--

総合目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	---	----------	------------

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。

さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和 8 年 2 月 20 日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025（改訂版）」（令和 7 年 12 月 25 日経済財政諮問会議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和 5 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）

	問会議決定) ○「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年 9 月27日官民フ ァンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)
--	--

政策目標 3 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和 8 年度財政投融资計画編成や令和 7 年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。 令和 8 年度財政投融资計画については、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしています。また、令和 7 年度財政投融资計画補正においては、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和 7 年11 月21日閣議決定)を踏まえ、44,777億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、973億円、11,006億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。

施策	政3-2-1: 社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
取組内容	令和 8 年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。 各省庁・機関の財政投融资計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を令和 8 年度財政投融资計画に反映します。各省庁・機関においては、令和 8 年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が併せて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、

	審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。 また、財政投融资計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。 産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。 財政投融资は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、財政制度等審議会財政投融资分科会における審議も踏まえ、社会経済情勢等に応じた財政投融资計画の編成を行っていきます。
--	--

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
	（目標の内容） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和8年度財政投融资計画を編成します。
	（目標の設定の根拠） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和8年度財政投融资計画を編成することで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和8年度財政投融资計画の策定にあたっては、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしました。その結果、令和8年度財政投融资計画の規模は、190,180億円（7年度計画比56.1%増）となりました。 また、令和7年度財政投融资計画補正においては、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）を踏まえ、44,777億円の追加を行いました。 そのほか、同年度の財政融資資金運用計画において、医療需要の変化等に加え、物価高騰の影響も受けて厳しい状況に直面している医療・福祉事業者からの資金需要に対応するため、独立行政法人福祉医療機構に対する財政融資資金を973億円、令和7年度補正予算（第1号）の成立等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ11,006億円増額手当て（弾力追加）しました。 ・「令和8年度財政投融资計画（令和7年12月26日公表）」 https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2026/20251226.html

- ・「令和 8 年度予算編成等における E B P M の活用状況」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/85seihiyoukon02.pdf)

上記実績のとおり、令和 8 年度財政投融资計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等について精査を行いつつ、必要な資金需要に的確に対応しました。加えて、要求の審査に当たっては、各省庁・機関から提出された政策評価を活用するとともに、E B P M の観点からデータを活用した定量的な評価を行い、その活用事例を財務省ウェブサイトに掲載したことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

(目標の内容)

令和 8 年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。

(目標の設定の根拠)

中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。

また、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、令和 7 年度目標で掲げる各取組を行うことが重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 8 年度財政投融资計画における産業投資については、対米投資のほか、天然ガス・レアメタルといった資源の安定供給確保等、重要分野への官民連携による積極的投資を促進するために必要なリスクマネー供給を行うこととしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。

その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、

	各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」等を踏まえつつ、投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、官民ファンドと地域金融機関等とのネットワーク構築及び案件組成の観点から、地域金融機関等を対象とした官民ファンド合同説明会を北海道財務局で開催し、また、地銀協及び第二地銀協と連携し、全国の地方銀行に対しても説明会を実施しました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。
--	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由 令和 8 年度財政投融资計画については、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、必要な資金を供給することとしています。また、令和 7 年度財政投融资計画補正においては、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）を踏まえ、44,777 億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、973 億円、11,006 億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 産業投資においては、対米投資のほか、天然ガス・レアメタルといった資源の安定供給確保等、重要分野への官民連携による積極的投資を促進するために必要なリスクマネー供給を行うこととしました。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標 ○参考指標 1 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」 ○参考指標 2 「財政投融资計画及び実績（機関別）」 ○参考指標 3 「財政融資資金の融通条件」	

政 3 - 2 - 1 に係る参考情報

- 令和 8 年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
- 8 年度財政投融资計画における施策の主な内容としては、まず、株式会社国際協力銀行において、日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行等に向け、海外に事業を展開する企業への出融資等を行うための必要な資金を供給するほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガス、レアメタル等の金属鉱物及び水素等の安定供給に取り組む企業に対して、資金を供給することとしています。
 - 加えて、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給のほか、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化、GX、スタートアップ・イノベーション創出や地域活性化等の実現に向けた資本性資金を供給することとしています。また、電力広域的運営推進機関において、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図るために、電気事業者が行う長期かつ大規模な電源及び系統整備に必要な資金を供給することとしています。このほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のスタートアップや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために、必要な資金

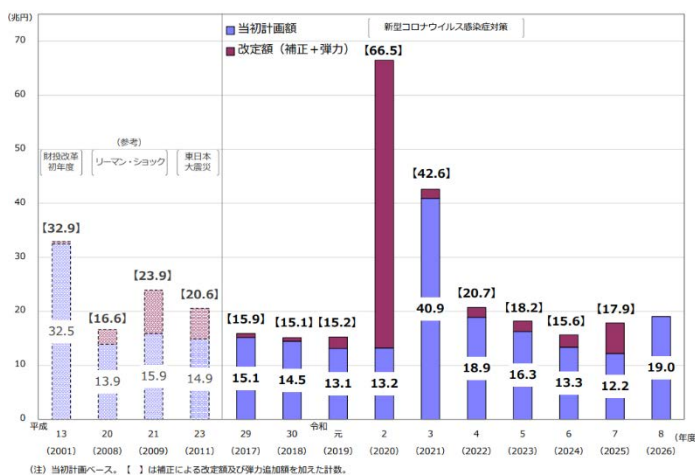
を供給することとしています。

- さらに、株式会社日本政策金融公庫において、米国関税や物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者や、農林水産業を展開する地域の担い手等に対して必要な資金を供給するほか、独立行政法人福祉医療機構において、物価高等の影響を受けた医療機関や福祉施設等の資金繰りを支援することとしています。
- 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしています。

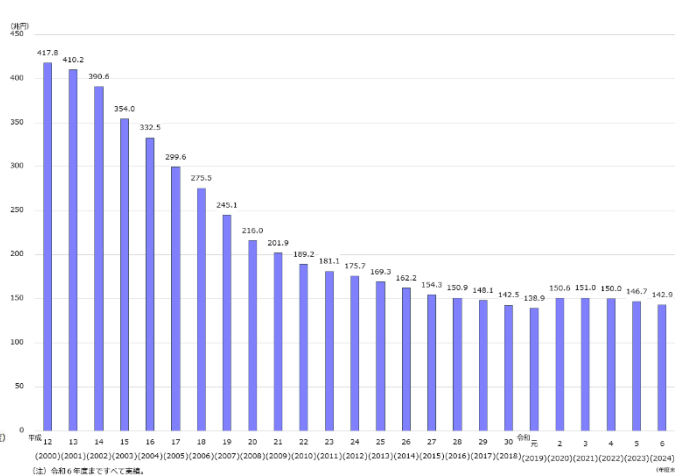
○ 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和 8 年度において、財投債130,000億円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券20,000億円の発行を予定しています。

参考指標 1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績 (機関別)」

(単位: 億円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	7	6	9	5
エネルギー対策特別会計	79	79	97	126
自動車安全特別会計	408	306	173	112
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	40,375	15,252	31,608	28,793
沖縄振興開発金融公庫	2,016	559	1,615	1,620
(株)国際協力銀行	12,040	5,738	55,530	85,827
(独)国際協力機構	20,810	16,290	18,825	16,216
(独立行政法人等)				
全国土地改良事業団体連合会	15	14	20	28
日本私立学校振興・共済事業団	287	287	294	288
(独)日本学生支援機構	5,256	5,161	5,147	5,305
(独)福祉医療機構	2,290	1,923	5,675	2,632
(独)国立病院機構	660	660	490	456
(国研)国立精神・神経医療研究センター	—	—	15	7
(国研)国立成育医療研究センター	10	9	12	12
(国研)国立長寿医療研究センター	2	2	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	875	817	348	266
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	961	706	725	445
電力広域的運営推進機関	—	—	—	540
(独)住宅金融支援機構	2,663	2,439	1,026	2,244
(独)都市再生機構	5,200	5,200	4,900	4,500
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,230	8,950	5,200	5,490
(独)水資源機構	5	5	5	5
(国研)森林研究・整備機構	43	43	42	41
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	852	851	1,121	1,048
(地方公共団体)				
地方公共団体	34,887	31,768	33,705	23,558
(特殊会社等)				
(株)脱炭素化支援機構	250	70	350	326
(株)日本政策投資銀行	10,450	10,399	8,200	7,150
(株)産業革新投資機構	905	905	800	1,200
成田国際空港(株)	1,544	1,544	—	—
(一財)民間都市開発推進機構	700	500	1,100	600
中部国際空港(株)	292	213	122	55
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	—	500	450
(株)海外需要開拓支援機構	90	90	100	—
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	925	87	197	258
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	600	250	620	575
合 計	156,227	111,120	178,573	190,180

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注 1) 令和 6 年度実績は、令和 6 年度の決算時の見込値である。

(注 2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa20251225/zaito20251225_04.pdf)

施策	政3-2-2 : 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
取組内容	政策コスト分析とは、財政投融資を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したもので、財政投融資計画の編成過程において融資の償還確実性の審査等に活用しています。また、事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融資の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。 また、財政投融資計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融資計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。 これまで、財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/filp/index.html) や「財政投融資リポート」等について、内容の充実を図りつつ、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融資計画残高見込（財投機関別）、財政投融資計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融資の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融資の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標								
[主要] 政3-2-2-A-1 : 財政投融資関係 の定期的な資料 の公表及び内容 の充実		作成 頻度	年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	財政投融資の概要	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融資リポート	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	OVERVIEW OF FILP	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	政策コスト分析リポート	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政金融統計月報 (財政投融資特集)	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政融資資金現在高	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○

	産業投資現在高	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政融資資金預託金利・貸付金利	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	翌年度財政投融资計画要求	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资計画月別実行状況	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート等の内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）			新型コロナウイルス感染症対策としての財政投融资の活用について記載	新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融资の活用について記載	財政投融资の活用について記載を拡充するとともに、より分かりやすいものとなるよう、レイアウトを変更	6 年度の財投分科会報告書を踏まえつつ、財政投融资の活用について内容を更新するとともに、必要に応じて構成の見直しを実施	財政投融资をめぐる動き等を踏まえ、内容を見直すとともに、より分かりやすいものとなるよう充実を図った
	(出所) 理財局財政投融资総括課調 (目標値の設定の根拠) 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。							

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。

定性的な測定指標	
[主要] 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実	
(目標の内容)	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。
(目標の設定の根拠)	財政投融资に対する国民の信頼、市場からの信認を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、従来よりもポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。

	また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート」についても、機関別資料の説明内容の充実化を図るなど、ディスクロージャーの充実に努めました。 ・「政策コスト分析レポート2025・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和7年度）」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20250731/20250731g.pdf) 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。
--	---

定性的な測定指標	
	[主要] 政3-2-2-B-2：財政投融资計画編成に係る情報の公表 (目標の内容) 令和8年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。 (目標の設定の根拠) 財政投融资計画編成に対する国民の信頼、市場からの信認を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

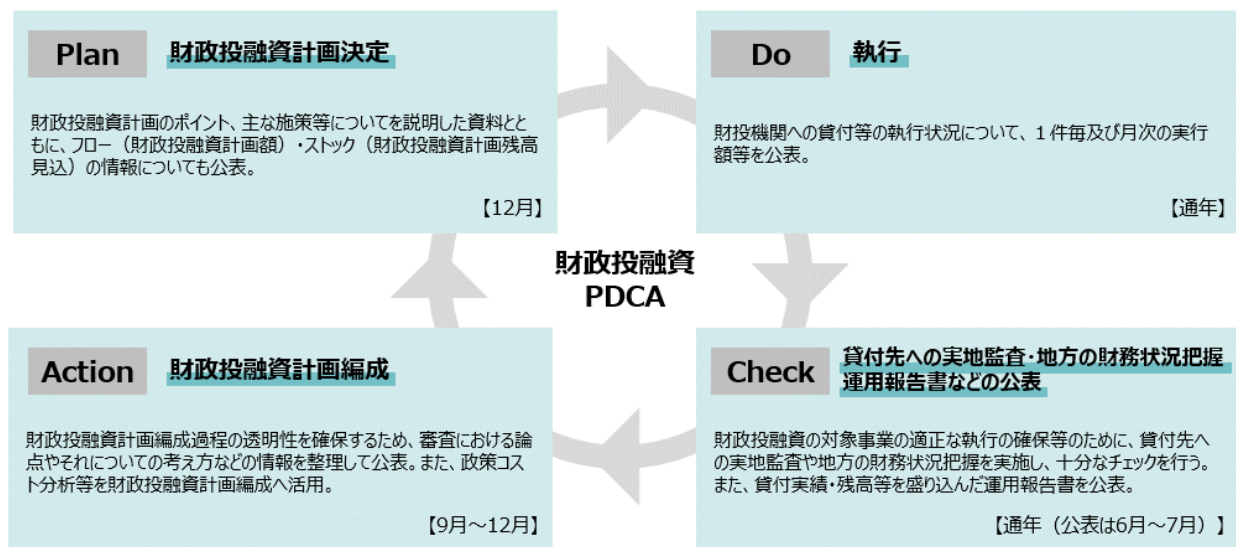
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 ・「財政制度等審議会 財政投融资分科会」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/index.html) 以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「各機関における政策コスト」 ○参考指標 2 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標 3 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標 4 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

政 3 - 2 - 2 に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 令和 7 年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（Plan）、②財政投融资の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの開催支援等、監査先の課題解決に向けた取組に資するアドバイス機能の充実（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。

また、「財政投融资の概要」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト

(<http://www.mof.go.jp/policy/filp/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位 : 億円)

機 関 名		政策コスト (7 年度)	① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト
融 機 関 系	(株) 日本政策金融公庫	16,904	52,589	△ 35,684
	(株) 国際協力銀行	1,992	10,242	△ 8,250
	(独) 国際協力機構	31,045	69,391	△ 38,346

	(独) 日本学生支援機構	1,026	0	1,026
	(独) 福祉医療機構	863	1,092	△ 229
	(独) 住宅金融支援機構	1,911	3,249	△ 1,338
	(株) 日本政策投資銀行	△ 9,613	8,718	△ 18,330
	(一財) 民間都市開発推進機構	△ 163	-	△ 163
	その他 5 機関	222	1,763	△ 1,541
事業系機関	自動車安全特別会計	△ 5,984	-	△ 5,984
	(独) 国立病院機構	2,579	1,064	1,515
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	5,426	-	5,426
	(独) 都市再生機構	1,831	6,223	△ 4,392
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	28,503	27,948	555
	(独) 水資源機構	1,262	30	1,232
	(国研) 森林研究・整備機構	7,715	7,259	456
	中部国際空港(株)	△ 291	123	△ 414
	その他 5 機関	169	129	39
合 計		85,397	189,820	△ 104,422

(出所) 理財局財政投融资総括課

「政策コスト分析レポート2025・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析(令和7年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20250731.html)

(注) マイナス(△)の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2: 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位: 億円)

損失			利益		
科目	令和5年度	令和6年度	科目	令和5年度	令和6年度
諸支出金	1,562	1,681	資金運用収入	5,980	6,312
事務取扱費	56	70	雑収入	30	171
公債金利子等	4,717	5,123	本年度損失	324	391
合計	6,335	6,874	合計	6,335	6,874

■ 貸借対照表

(単位: 億円)

借方	貸方
----	----

科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
現金預金	67,016	16,622	預託金	378,683	342,540
有価証券	—	11,990	公債等	949,924	917,946
貸付金	1,267,470	1,236,296	金利変動準備金	10,494	10,170
未収収益等	4,291	5,358			
本年度損失	324	391			
合計	1,339,101	1,270,657	合計	1,339,101	1,270,657

(出所)「財政投融资リポート2025 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2025siryo/index.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 5 年度	令和 6 年度	科目	令和 5 年度	令和 6 年度
事務取扱費	2	5	貸付金利息	7	4
出資金償却損	—	254	預託金利子等	0	3
地方公共団体 金融機構納付 金収入交付税 及び譲与税配 付金特別会計 へ繰入	500	300	納付金	1,408	620
本年度利益	3,830	3,427	株式配当金	2,916	3,270
			株式処分益	—	88
合計	4,332	3,986	合計	4,332	3,986

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末	科目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
現金預金	3,336	4,050	資本	33,212	33,212
未収収益	0	1	利益積立金	38,249	41,773
貸付金	431	206	本年度利益	3,830	3,427
土地等	0	0	固定資産評価差益	109,469	101,353
出資金	180,992	175,509			
合計	184,760	179,765	合計	184,760	179,765

(出所)「財政投融资リポート2025 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2025siryo/index.html)

参考指標 4 : 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」 (単位 : 件)

	令和 6 年度	令和 7 年度
財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数	74, 703	127, 341

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/policy/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

施策	政3-2-3 : 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実
取組内容	財政投融资対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。 また、実地監査の結果を毎年度の財政投融资計画編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。

定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-3-A-1 : 実地監査結果	独立行政法人等		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
		目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	3	—	—	3	3
		実施件数	3	—	—	3	3
		実績 (%)	100.0	—	—	100.0	100.0
	地方公共団体等		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	貸付資金の使用状況等 (団体数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	148	168	167	163	160
		実施件数	148	168	167	163	160
		実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	公営企業の経営状況 (企業数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	311	273	259	248	249
		実施件数	311	273	259	248	249
		実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(注 1) 独立行政法人等については、事務年度 (7 月から翌年 6 月までの期間) ベースで計上しています。 (注 2) 計画件数については、災害等により当初の件数から変更されている場合があります。 (出所) 理財局管理課調						

	(目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。
--	---

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	独立行政法人等実地監査については、政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行といった観点に加え、内部統制やリスクコントロールに焦点を当てた監査等を実施しました。 地方公共団体等実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。 このほか、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から地方公共団体の財務状況把握を実施しており、その結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。 ・「地方公共団体の財務状況把握」 (http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm) 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
----	--

取組内容	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。 また、財政投融资特別会計の財務の健全性を確保するため、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて、資産と負債のデュレーション・ギャップ（用語集参照）の調整等を行い、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。
------	--

定性的な測定指標	
[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保	
(目標の内容)	
財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。	
(目標の設定の根拠)	
財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。

	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	上記の政策評価を踏まえ、以下の政策を引き続き実施します。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された政策評価を活用しながら、政策的必要性、事業等の有効性等といった観点から審査を行います。また、その際はデータを活用した定量的な評価を行うなど、E B P M の推進にも取り組みます。 加えて、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。 また、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理に取り組むために必要な経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	財政政策の状況：令和 8 年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、「財政投融资リポート 2025」、令和 6 年度財政融資資金運用報告書 等
---------------------------	---

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度政策評価実施計画の実績評価を踏まえて、引き続き以下の取組を実施しました。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された政策評価を活用しながら、政策的必要性、事業等の有効性等といった観点から審査を行いました。また、その際はデータを活用した定量的な評価を行うなど、E B P M の推進にも取り組みました。 加えて、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。 また、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理（A L M）に取り組ましました。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理に取り組むために必要な経費の確保に努めました。
---------------------	--

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	24,127,074,047 千円	26,367,211,520 千円	22,113,734,667 千円	27,172,207,658 千円	
	財政投融资特別会計	23,697,265,243 千円	25,892,502,677 千円	21,633,718,355 千円	26,671,790,437 千円	
	財政融資資金勘定					
	（項）財政融資資金へ繰入	12,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	13,000,000,000 千円	
	（事項）財政融資資金へ繰入れに必要な経費	12,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	13,000,000,000 千円	
	（項）諸支出金	255,647,415 千円	435,553,876 千円	441,769,954 千円	592,907,029 千円	
	（事項）預託金利子支払等に必要な経費	255,647,415 千円	435,553,876 千円	441,769,954 千円	592,907,029 千円	
	（項）国債整理基金特別会計へ繰入	11,439,807,108 千円	15,453,960,228 千円	11,189,018,046 千円	13,075,998,169 千円	
	（事項）国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	11,439,807,108 千円	15,453,960,228 千円	11,189,018,046 千円	13,075,998,169 千円	
	その他	1,810,720 千円	2,988,573 千円	2,930,355 千円	2,885,239 千円	
	財政投融资特別会計投資勘定	429,808,804 千円	474,708,843 千円	480,016,312 千円	500,417,221 千円	
	（項）産業投資支出	429,800,000 千円	474,700,000 千円	479,900,000 千円	500,300,000 千円	
	（事項）産業投資に必要な経費	429,800,000 千円	474,700,000 千円	479,900,000 千円	500,300,000 千円	
	その他	8,804 千円	8,843 千円	116,312 千円	117,221 千円	
	補正予算	△8,565,876,617 千円	△2,783,275,588 千円	2,068,011,321 千円		
	繰越等	6,710,000 千円	△27,300,000 千円	N. A.		
	合 計	15,567,907,430 千円	23,556,635,932 千円	N. A.		
執行額		13,311,310,858 千円	23,359,593,525 千円	N. A.		

(概要)

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（財政投融资総括課、計画官室、管理課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	------------------------	----------	------------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎによって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、民間資金動員や経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や、デジタル、グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。その上で、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、開発途上国のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力を努めています。 (令和7年度行政事業レビューとの関係) - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金(JFPR)への拠出他21事業(予算事業ID:001385~001387、001389~001404、001408、005638、021600) 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。 - 独立行政法人国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資(予算事業ID:001406) JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。

施策	政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用
取組内容	我が国は、SDGs(用語集参照)やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和5年6月9日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。 財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力(円借款(用語集参照)等)・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関(MDBs)及び諸外国との援助協調の推進、国別開発協力方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行(JBIC)の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与や計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等では、ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）に取り組んでいます。また、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を通じて、案件形成の促進に取り組んでいます。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法JICA法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、JICAが民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用したJICAとAfDBにおける協調出資等に取り組む旨発表しました。

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2 : 国際協力銀行（J B I C）を通じたその他の政府資金（O O F）の効率的・戦略的な活用

（目標の内容）

J B I Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I Cの実施するO O F（Other Official Flows）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I Cの機能強化も行いつつ、J B I Cの実施するO O Fを効率的・戦略的に活用しました。

【ファシリティ等を通じた支援】

J B I Cは、令和7年度において、地球環境保全業務（G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で計8件、約1,271億円の出融資等を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和7年10月末までに、計382件、約60,411億円の出融資等を承諾しています（経過措置案件を含む）。また、令和7年9月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和8年3月までに81件、約18,498億円の出融資等を承諾しました。

【法令改正を踏まえた機能強化】

さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。また、令和5年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。

上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新たな課題へ対応するための機能強化に向けた取組を推進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携や民間資金動員の促進も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、JBICについては、ファシリティ等による支援を通して、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 3 「海外投融資実施状況」 ○参考指標 4 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 5 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
ODA	13,660	15,765	16,747	18,662	15,246
ODA以外の政府資金（OOF）	4,898	591	-682	-1,539	6
民間資金（PF）	13,309	21,502	24,308	28,162	18,871
非営利団体による贈与	606	636	750	623	537
資金の流れ総計	32,472	38,496	41,123	45,908	34,660

(注) 支出純額（ネット）ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲（総 5 - 1：参考指標 5）】

参考指標 3：海外投融資実施状況

(承諾額ベース、単位：件、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件数	10	13	21	13	18
金額	734	1,167	1,267	3,385	4,149

(出所) 国際協力機構「有償資金協力勘定 業務報告書」

(https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/index.html)

参考指標 4：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html)

参考指標 5 : J I C A の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 7 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	53% (31 件)	37% (22 件)	8% (5 件)	2% (1 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	7% (4件)	93% (55件)	0% (0件)	0% (0件)
有効性・インパクト	2% (1件)	85% (50件)	14% (8件)	0% (0件)
持続性	7% (11件)	49% (28件)	34% (20件)	0% (0件)
効率性	8% (5件)	47% (28件)	37% (22件)	7% (4件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 7 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A) を通じた支援) 並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等
取組内容	財務省は、有償資金協力 (J I C A を通じた支援) や J B I C 業務、M D B s に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。 A 有償資金協力 (J I C A を通じた支援) 開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。 円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMF をはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする M D B s との連携を促進する等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別開発協力方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。海外投融資 (用語集参照) については、民間金融機関や国際金融機関、円借款などの他のスキームとの一体的な実施を通じて、一層効果的な開発効果の発現を実現できるよう取り組んでいきます。 また、令和 5 年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。 引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性和特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などの M D B s との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。 B J B I C を通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

令和 5 年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していきます。

C M D B s 等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のM D B s は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。M D B s は、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等の地球規模の課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、M D B s を重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20（用語集参照）の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応（PPR）の強化等について、M D B s の知見を活用して取組を進めるため、M D B s に設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、M D B s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をM D B s の政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にM D B s の経験・専門的知見を活用することで、我が国の支援の効果・効率を増大させていきます。令和 7 年度には、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）の第21次増資（IDA21）に、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）の第13次財源補充（ADF14）に、それぞれ合意するなど、我が国は主要出資国として積極的に貢献しています。引き続き、我が国が開発分野で重視するテーマがM D B s の重点政策として位置づけられ、M D B s を通じた効果的な支援が可能となるよう、交渉や議論に取り組んでいきます。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、民間資金動員の強化、新たな金融手法の開発を含む様々な取組を通じて、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るM D B 改革が進められる中、令和 6 年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、より大きく、より効果的なM D B s に向けたG20M D B ロードマップ」が承認されました。そうした中、特に我が国としては、令和 6 年10月に、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体

に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（P G P）」に対し、10億ドルの拠出を行うことに合意する等、各M D B s やG 7（用語集参照）・G 20等におけるM D B 改革の議論や取組を積極的に主導してきました。今後も、引き続きこうした取組に積極的に参画し、M D B s やG 7・G 20諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したU H C実現のための支援及びパンデミックへのP P Rの強化

U H Cは持続可能な開発目標（S D G s）のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるU H C推進に積極的に取り組んできました。また、G 7やG 20等の国際場裡におけるU H C推進やパンデミックへの予防・備え・対応（P P R）強化の議論を先導しています。令和6年のブラジル議長下のG 20においては、令和5年の日本議長下のG 7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びP P Rファイナンスに関するG 7共通理解」も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金の強化に向けた議論が継続され、日本も、積極的に議論に貢献しました。

また、令和4年9月に世界銀行に設立された、パンデミックP P Rに関する国際的な資金ギャップに対処するためのパンデミック基金（Pandemic Fund）について、財務省は、創設ドナーの一員として、令和6年10月に第2回目の支援案件決定等にご貢献するとともに、同基金に対して5,000万ドルの追加貢献の意向を表明しました。

加えて、令和6年4月に、日本は、世銀及び世界保健機構（WHO）と連携し、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援するため、「U H Cナレッジハブ」を令和7年秋に日本に設立することを表明したところ、引き続き、同ハブの設立に向けた取組を進めていきます。

今後も、関係省庁・国際機関と連携し、財務・保健当局の連携のさらなる強化や、パンデミックP P Rを含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、U H Cナレッジハブを含むU H C実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）（用語集参照）、更には緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G 7、G 20及びC O P等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」（Just Energy Transition Partnership：J E T P）において、インド

ネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で同志国や世界銀行とともに立ち上げたR I S E（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）は現在、アフリカ南部地域等での取組を進めています。日本は主要ドナーとして、第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）も見据え、R I S Eの議論・取組に引き続き積極的に参画していきます。

また、日本が最大出資国であるアジア開発銀行（A D B）は、アジア・太平洋地域の気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。令和6年11月には、ドナーからの資金貢献をレバレッジとしてアジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大する革新的なメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P：Innovative Finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。我が国は、同ファシリティの設立ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っており、引き続き、A D Bにおける気候変動対策の取組を支援していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。

まず、G7をはじめとした多国間協力の枠組みを通じた支援について、日本を含めた各国のウクライナ支援の根幹となる同国向けI M F支援プログラムに関しては、我が国は令和5年のG7議長国として、同年3月のプログラム開始時から、同年12月の第2次レビューまでの議論の取りまとめを行いました。

特に、戦争が長期化・激化する中、引き続きG7が結束し、ウクライナを支援していくこと、なかでも、I M Fプログラムに基づきウクライナが直面する財政ニーズを支えることが重要です。令和5年の日本のG7議長下から、「ロシアは、自らがウクライナにもたらしている損害を賠償しなければならない」との考えのもと、G7としてロシアの国家資産の活用について検討してきました。令和6年6月のG7首脳会合において、ロシアの国家資産の凍結から生じる特別な収益を返済原資として約500億ドルをウクライナに供与する「特別収益前倒し融資（E R Aローン）」の立ち上げが表明され、同年10月のG7財務大臣会議においては、各融資間の整合性と連携確保に必要な「融資に関する原則と技術的事項」の一致に至ったところです。日本は、同融資に関し、世界銀行に新設された基金を通じ、ウクライナに非軍事向けの使途に限定した財政支援等を実施する予定です。

次に、二国間の取組について、我が国は、ウクライナ及び周辺国に対し、令和6年12月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約120億ドル以上の支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援9.4億ドルと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和27年法律第191号）の一部改正法（令和5年4月成立）によって可能となった世界銀行融資への信用補完85億ドル等の財政支援に取り組んできており、引き続き着実に実施していきます。

ウクライナの復旧・復興を見据えた支援として、財務省は、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）において、令和5年2月に設立されたウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金に対し、第1号ドナーとして貢献し、ウクライナの復旧・復興に向けた民間資金動員の促進を支援しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）において、日本は主要ドナーとして、令和5年12月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、世界銀行等のMDBsを通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。

また、JBICにおいても、令和6年9月、ウクライナの復興並びにウクライナ・周辺国の気候変動緩和を支援するものとして、黒海貿易開発銀行との間で、総額1.5億ドルを限度とするクレジットラインを設定しました。

財務省では、我が国の厳しい財政事情を踏まえながら、ウクライナの膨大な支援ニーズに応えるため、IMFやMDBsの知見を活用しつつ、財政支援や復旧・復興支援、JBIC等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（目標の内容）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するためのMDB改革が進むように議論に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。

【国際保健】

- 保健分野では、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関（WHO）と連携し、令和7年12月に東京に「UHCナレッジハブ」を立ち上げました。「UHCナレッジハブ」では、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の能力強化の支援等を進めていきます。

- ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金（PHRD）を通じ、「UHCナレッジハブ」による支援の実施に向けて300万ドルを拠出し、UHCの推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、UHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むために設立された「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」では、共同議長として基金の運営に係る議論をリードしました。
- ・ パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化については、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」の理事会において、ドナー国として令和7年11月の5億ドル規模の第3回支援案件の決定や、第4回支援案件募集に関する議論等に貢献しました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、中南米・カリブ地域では、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ガイアナ協同共和国向けの上水道整備などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関であるIDB InvestとJICAの協調枠組みである中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（通称：TADAC）を通じ、アルゼンチン共和国における再生可能エネルギー容量の拡大支援などを実施しました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和7年度にジャマイカで発生したハリケーンやスリランカで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。

- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IF-CAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始し、同地域の気候変動対策支援を行っております。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っております。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership: JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。
- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: 強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和7年11月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- ・ 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本－EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- ・ アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増

資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。

- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバーエコノミー、農業を優先分野として、令和 8 年 3 月に I D B の日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000 万ドルの貢献を行いました。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組 (G 20 による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー (C A F レビュー) 」) の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図る M D B 改革が進められる中、令和 7 年度においても、各 M D B や G 7 ・ G 20 等における M D B 改革の議論や取組に参加しました。

その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。

A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (M I G A) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (I D A) 増資を含む) 等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B s に対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和 7 年度には、世界銀行や E B R D がリクルートミッションを行ったほか、I D B が大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、A f D B もアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2 : U H C 実現・パンデミックへの P P R の強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(目標の内容)

我が国が国際的取組を先導している U H C の実現に向けた議論や、パンデミックへの P P R の強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、U H C の実現やパンデミックへの P P R の強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と U H C 実現・パンデミックへの P P R の強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。 UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。令和7年10月には、世銀及びWHOと共に「保健に関するリーダー連合」の初会合に共同議長として参加しました。さらに、令和7年12月には、財務省、厚生労働省、世銀及びWHOの共催により「UHCハイレベルフォーラム2025」を東京にて開催しました。同フォーラムにおける主催者の共同宣言では、「UHCナレッジハブ」による財務・保健当局の能力強化等を通じて、途上国のUHC達成に向けた取組を支援していくことを確認しました。 また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和7年の南アフリカ議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、財務・保健当局の連携に基づく取組の継続の重要性を主張するなど、日本も積極的に議論に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
----------------------------------	---

定性的な測定指標

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

（目標の内容）

G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：RISE）の運営、共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）に係る議論等に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があります。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	各基金の意思決定機関である評議会、運営委員会、理事会や、令和7年11月に開催されたCOP30での、GEF、GCF、ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。 GEFについては、第9次増資会合にも出席し、第9次増資期間（2026-2030）におけるGEF運営に関する議論を他のドナー国と連携しリードしました。 RISEについては、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域南部地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・

	日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和 7 年 11 月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。 また、JETP において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。 このほか、IF-CAP 等、ADB において進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	---

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

（目標の設定の根拠）

令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和 8 年 3 月までに 125 億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。 これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」について、令和 7 年 6 月、JICA とウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に 2,784.5 億円を供与済（令和 8 年 3 月末時点）であり、着実に支援を実施しています。 復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、EBRD のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として参画し、令和 7 年 9 月には第 2 回目の払込みを行いました。
----------------------------------	---

	また、J B I Cにおいても、令和 7 年 5 月、ウクライナのキーウにおいて実施する 3 D プリント義足などの製造・販売事業に必要な資金を提供するため、融資金額 1,800 万円を限度とする貸付契約を締結しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	---

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	M D B s 等を通じた支援に関しては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを M D B s の政策に反映させることにより、主要出資国として M D B s の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と M D B s の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 M D B において行われた地球規模課題への対応強化のための M D B 改革の議論にも参画しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（M D B s）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（M D B s）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総 5-1：参考指標 5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5-1：参考指標 6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資 (単位：%)

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日本	7.4% (2 位)	16.6% (2 位)	7.5% (2 位)	5.1% (2 位)
1 位	米 16.7	米 19.6	米 18.1	米 18.4
2 位	日 7.4	日 16.6	日 7.5	日 5.1
3 位	中 6.2	英 12.1	独 5.3	独 5.0
4 位	独 4.4	独 9.8	英・仏 4.9	英・仏 4.8
5 位	英・仏 4.0	仏 7.0	-	-

	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日本	15.6% (1位)		38.3% (1位)	
1位	日・米	15.6	日	38.8
2位	-	-	米	12.8
3位	中	6.4	豪	8.4
4位	印	6.3	加	5.8
5位	豪	5.8	独	5.5

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（I I C）	
	米州開発銀行（I D B）		多数国間投資資金（M I F）			
日本	5. 0%（域外国中 1 位）		33. 1%（ 1 位）		4. 0%（域外国中 4 位）	
1 位	米	30. 7	日	33. 1	アルゼンチン	14. 0
2 位	ブラジル	11. 2	米	31. 6	米	12. 7
3 位	アルゼンチン	11. 2	スペイン	6. 9	ブラジル	12. 1
4 位	メキシコ	7. 2	韓	3. 5	メキシコ	6. 8
5 位	日	5. 0	中	3. 0	中	5. 1

	アフリカ開発銀行グループ			
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)	
日本	4.9%（域外国中3位）		10.0%（域外国中5位）	
1位	ナイジェリア	8.4	米	10.9
2位	モロッコ	6.8	英	10.7
3位	独	5.9	独	10.7
4位	米	5.7	仏	10.1
5位	エジプト	4.9	日	10.0

	欧州復興開発銀行	
日本	8.6%（2位）	
1位	米	10.1
2位	日・英・独・仏・伊	8.6
3位	露	3.6

(出所) 各機関年次報告書等 (令和7年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金

(単位: 億円)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
MDBs	440.1	824.7	1032.3	488.7	477.4
世界銀行グループ	270.5	710.0	883.0	344.1	295.1
アジア開発銀行	132.9	69.1	94.2	94.9	105.7
米州開発銀行	20.5	18.4	20.6	15.4	30.5
アフリカ開発銀行	6.2	8.3	25.8	23.5	25.5
欧州復興開発銀行	9.9	18.9	8.8	10.7	20.7
IMF 拠出金	112.1	178.7	43.7	60.3	50.6
合計	552.2	1003.5	1076.0	549.0	528.0

(出所) 国際局開発政策課、開発機関課及び国際機構課調

(注1) 各年度の決算額を記載。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・漁業・林業	41.7	76.2	83.5	45.0	165.8
教育	56.0	34.3	37.0	43.8	44.4
エネルギー・採取産業	61.8	67.7	102.6	119.3	116.0
金融セクター	57.4	32.2	54.6	48.7	64.1
保健	64.5	105.2	53.9	69.7	63.4
産業・貿易・サービス	52.0	42.3	46.1	36.8	37.8
情報通信技術	19.2	17.5	23.2	28.9	12.6
行政	112.4	126.8	172.4	123.9	165.8
社会的保護	111.5	82.4	73.5	77.9	79.1
運輸	46.4	82.0	35.5	55.1	120.8
水・衛生・廃棄物処理	42.6	41.4	46.1	38.6	36.1
社会的持続可能性・社会的包摂	-	-	-	-	12.0
合計	665.5	708.0	728.2	687.6	807.5

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

(注 3) 2025 世銀年度の年次報告書より「社会的持続可能性・社会的包摂」が追加されたため、令和 8 年政策評価書より追記。

アジア開発銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・天然資源	14.9	22.2	32.3	26.4	22.5
エネルギー	18.4	14.5	22.3	38.3	35.1
金融	41.2	56.9	36.1	58.9	72.6
産業・貿易	7.2	2.4	6.6	1.0	4.7
教育	9.8	8.0	13.9	5.4	19.1
保健・社会保障	58.8	8.2	22.8	11.5	15.3
給水・衛生・廃棄物処理	19.9	11.0	19.2	33.5	21.1
運輸・通信	34.5	44.3	48.7	35.8	56.9
公共政策	22.9	37.3	33.5	32.2	43.9
多目的	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
合計	227.6	204.7	235.4	243.0	291.5

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注 1) アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

(注 2) アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 6 年度)	256 (134)	136 (46)	20 (8)	11 (2)	22 (14)
	(令和 7 年度)	267 (131)	144 (52)	19 (7)	12 (3)	20 (12)
日本人幹部職員数 (令和 7 年度)		4 (1)	30 (9)	3 (1)	3 (1)	1 (0)
日本人比率 (令和 7 年度)		2.7%	9.5%	0.7%	0.7%	0.7%

(出所) 各機関資料、理事室調

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICA と MDBs の協調融資の枠組み

我が国は、MDBs の専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICA の円借款と MDBs の協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 6 フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA 6)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」(Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion : CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 7 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 27,520 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 7 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ポーランド開発銀行	473
保証	コートジボワール共和国政府	500

施策	政 6-2-3 : 債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMF や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。

財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。

G20及びパリクラブは、令和2年11月、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」（以下「共通枠組」といいます。）に合意しました。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要していますが、令和5年10月にはザンビア、令和6年6月にはガーナの覚書について合意に至り、エチオピアの議論も進展しています。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しています。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長を担う等、我が国が主導してプロセスを進め、令和5年11月には同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編にかかる基本合意に至り、令和6年6月に債権国会合とスリランカが基本合意に沿った債務再編の詳細を規定する覚書に合意し、同意書への署名も完了しました。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。

今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

（目標の内容）

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権データの国際機関への共有を債権国に働きかけること等を通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいます。

（目標の設定の根拠）

新興援助国や民間からの資金流入の変動等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、債務者及び公的・民間の債権者を含む幅広い関係者の協働が必要との認識の下、IMF、世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・ 債務透明性の向上に向けて、G7等有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組の重要性について、G20などの国際会議の場で積極的な発言を行いました。 ・ 途上国の債務持続可能性確保に向け、日本が拠出するIMF・世界銀行の信託基金（「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」）のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の強化を目指す技術支援等の取組に貢献しました。 ・ パリクラブやG20等途上国の債務問題の解決を目指した議論を行う会議に際して情報収集に努めるとともに、会議での積極的な発言を行いました。 【「共通枠組」等の債務再編の進展及びG20「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択】 ・ 令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）の下での債務再編について、令和7年7月にエチオピア政府と公的債権者委員会の間で覚書の合意に至る等の進展がありました。「共通枠組」外の債務再編については、令和7年1月にキューバ共和国がキューバ債権国グループとの協議において到達した結論に基づき、同年7月にキューバ共和国と日本国政府の間で債務救済措置に関する書簡の交換を行いました。 ・ 令和7年10月には、「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」が採択されたG20の議論に貢献しました。更に、IMF・世界銀行・G20議長国が主催するグローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル（GSDR）に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨む中、議論に貢献する役割を果たしました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
----------------------------------	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	我が国は、債務透明性・債務持続可能性確保に向けたIMF・世界銀行、G7・G20、パリクラブ及びGSDR等の国際的枠組における議論や技術支援の取組に積極的に参画するとともに、G7及び有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組について、継続実施に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の債務問題へ対処するため、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」等の債務再編の進展に貢献するとともに、G20において「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択にも貢献を果たしました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
取組内容	開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。 この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、開発途上国の税関当局に対しても、世界税関機構（WCO）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を行えるよう支援に取り組んでいきます。 同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標						
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.6	99.1	99.8	99.4	99.0
（出所）関税局参事官室（国際協力担当）、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

評定の理由	関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。 財務総合政策研究所では、令和 7 年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されている JICA 専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
---------------------	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	令和 7 年度の実施状況	
受入研修	財政経済セミナー	令和 7 年 9 月～10 月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	令和 7 年 5 月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PR I - UMOEF - BFA 合同セミナー	令和 8 年 3 月、ウズベキスタン経済財務省（UMOEF）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーを対面方式で開催し、財務総研から、UMOEF 職員及び BFA 学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

	令和 7 年度の実施状況	
受入研修	二国間援助経費	ASEAN や太平洋島嶼国、アフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、リスク管理や品目分類等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICA プログラム	JICA と協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の税関行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修等を実施しました。
	WCO プログラム	- WCO に加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO 事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 - WCO 事務局と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。

専門家派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標 1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	2	4	5	2	2
	関税局	9	21	30	26	29
	合計	11	25	35	28	31
受入人数	財務総研	17	416	180	34	24
	関税局	182	218	330	240	253
	合計	199	634	510	274	277

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	0	2	3	2	2
	関税局	51	46	55	63	56
	合計	51	48	58	65	58
派遣人数	財務総研	0	9	16	9	14
	関税局	133	111	114	129	130
	合計	133	120	130	138	144

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。 JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。
---------	--

	MDBs に関しては、引き続き主要出資国としてMDBs の業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。 国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立された「UHCナレッジハブ」を通じ、途上国の財務・保健当局者の能力強化支援等に取り組んでいきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。 また、令和7年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和9年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和5～7年度一般会計補正予算書（財務省）、令和8年度一般会計予算書（財務省）、令和5～6年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、改正JICA法に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進した。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（P P R）やU H Cの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G 20等の国際的な議論に積極的に参画した他、令和 7 年12月に「U H Cナレッジハブ」を立ち上げた。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、G E FやC I F及びG C Fの運営に係る議論に、積極的に参画しました。また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しました。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、I M F、世界銀行、G 20やパリクラブ及びG S D R等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画しました。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。

また、令和 6 年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和 8 年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	（項）経済協力費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	（事項）経済協力に必要な経費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	36,222,480 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 021600
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	50,280,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	-	27,800 千円	-	16,688 千円	005638
	その他	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	437,193 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	76,544,732 千円	56,524,418 千円	30,753,478 千円		
	繰越等	-	-	N. A.		

	合 計	159,357,975 千円	139,960,110 千円	N. A.		
	執 行 額	159,269,180 千円	139,880,000 千円	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	--	----------	------------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

令和 6 年 12 月、インフラ需要の一層の高まり、新興国企業との競争の激化、グローバルサウス諸国の成長、経済安全保障強化の必要性の高まり等を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定し、令和 12 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。

財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援
推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略 2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)

政策目標 6 - 3 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務や国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、また、サプライチェーン強靱化の観点を含め国の経済安全保障の確保を通じて我が国経済の健全な発展に貢献します。JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。
-------	---

施策	政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
取組内容	国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまで JICA による有償資金協力や JBIC 等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あがて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICA による有償資金協力や JBIC の出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。 A JICA による有償資金協力等を通じた支援 JICA による有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月）等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件（STEP）（用語集参照）による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、令和5年12月に JICA が立ち上げたアジア開発銀行（ADB）に出資する信託基金の第2フェーズ（LEAP2）において、エネルギー、運輸交通、情報通信技術、保健医療、農業、上下水等の都市インフラを対象として、7年間で15億ドルの投融資枠を設定したところです。 これらを通じて、民間セクターによる大型案件を含む質の高いインフラ案件の実現を促進していきます。また、こうした制度改善等を踏まえた有償資金協力の活用や国際機関との連携を通じ、日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。 B JBIC を通じた支援 「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまで JBIC の機能強化を図ってきました。令和4年7月には、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援すると共に、サプライチェーン強靱化や質の高いインフラの海外展開、海外における新たな市場創出を支援しています。令和5年10月には、株式会社国際

	協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（以下「改正法」といいます。）が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しが可能となりました。今後とも、J B I C が有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、J B I C の機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。
--	---

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構（J I C A）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、J I C A による有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、J I C A による有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

J I C A については、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、J I C A 海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、令和7年8月に「J I C A 海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和7年度においては、計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。

円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（S T E P）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。

また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、J I C A の機能強化を行いました。また、T I C A D 9 では、J I C A が民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用した J I C A と A f D B における協調出資等に取り組む旨発表しました。

なお、財務省は、M D B s とも連携し、様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援してい

	ます。例えば、令和 7 年 11 月には、日本企業のアフリカ進出を促進するため、A f D B 主催「2025 年アフリカ投資フォーラム (Africa Investment Forum : A I F 2025)」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催し、スタートアップを含む日本企業等の約 100 名が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。 上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。
--	---

定性的な測定指標

〔主要〕 政 6-3-1-B-2 : 国際協力銀行 (J B I C) を通じた効率的・戦略的な支援の取組

(目標の内容)

J B I C においては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。

(目標の設定の根拠)

日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきている J B I C による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	J B I C を通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 - 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略 2025」等（令和 6 年 12 月に「インフラシステム海外展開戦略 2030」に改訂）を踏まえ、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 10 月までに、計 382 件、約 60,411 億円の出融資等を承諾しています（経過措置案件含む）。また、令和 7 年 9 月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和 8 年 3 月までに 81 件、約 18,498 億円の出融資等を承諾しました。なお、令和 8 年 2 月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における 3 つのプロジェクを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3 月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・国家安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。 - さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバルサウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を
----------------------------------	--

	盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月に国会に提出しました。また、令和 5 年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I C を通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、J I C A については、民間資金動員の促進に向けて、これまでに実施してきた制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきました。また、J I C A 海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 J B I C については、ファシリティ等を通じて、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押ししました。さらに、経済安全保障上重要な海外事業を支援するため機能強化を推進してきました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 円借款実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】

参考指標 2 : 国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正等の具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進しました。
---------------------	--

政策目標に係る予算額等	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	----------------	----------	------------

○ 政策目標 7 - 1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイトを参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針	○「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定) ○「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)
-------------	---

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評定 A 相当程度進展あり

評定の理由	物価高や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策 7-1-1 の評定は「s 目標達成」、施策 7-1-2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、物価高への対応や災害対応等において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施するなどの必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) ・ 国民一般向け業務(日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金)(予算事業 I D : 001413) 「行政事業レビュー推進チームの所見」: 事業内容の一部改善 事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」: 執行等改善 外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であ

	るが、各種貸付制度が事業者実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。 令和 8 年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。 ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（予算事業 I D：001409） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。 令和 8 年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し、適切な事業規模（令和 8 年度の保険引受見込額）等を検討した。 ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（予算事業 I D：001410） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。
--	---

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保
取組内容	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づき、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価高や人手不足等の影響により依然として厳しい状況にある中小企業等に対し、日本政策金融公庫等における資本性劣後ローンや、賃上げに取り組む場合の金利低減措置等を通じて資金繰り支援等を実施していきます。 また、当該経済対策等に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。加えて、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調について情報の収集・分析を行い、引き続き、創業や事

業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」に則した政府関係金融機関の取組を通じて、民間金融機関も含めた経営者保証に依存しない融資慣行の確立を一層進めていきます。

日本政策投資銀行の特定投資業務（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、令和2年度から「グリーン投資促進」を重点分野として、グリーン社会実現に向けた取組を支援するとともに、令和4年度から、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションの取組といった「スタートアップ・イノベーション」分野も重点的に支援しています。また、令和5年度から「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援しています。令和6年12月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」も踏まえ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図っていきます。

そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。また、令和6年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを今後とも支援していきます。さらに、その他激甚災害等における被災企業へも、引き続き資金繰りを支援していきます。

(参考) 株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標 6-2（施策6-2-2）で記載。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

(目標の内容)

中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時等に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。

(目標の設定の根拠)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和6年度から引き続き実施しました。

また、日本政策金融公庫等において、資本金劣後ローンの活用を引き続き促進しました。さらに、事業者の資金繰りに万全を期すため、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）等に基づき、米国関税措置の影響により売上高又は利益率

が 5%以上減少した事業者に対する「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを新たに実施するとともに、過年度より措置している、物価高等の影響を受けている事業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げも引き続き措置しました。

上記の施策を講じた結果、令和 7 年度における創業企業（創業前及び創業後 1 年以内）への融資実績が 1,681 億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が 473 億円、「資本性劣後ローン（※）」775 億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が 3,580 億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は 2,133 億円になりました。

また、令和 7 年度は危機対応業務の認定事案がなく、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保しました。

上記実績のほか、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。

具体的には東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成 23 年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施しました。

また、令和 6 年能登半島地震については、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の 100%を保証する「セーフティネット保証 4 号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。

上記の施策を講じた結果、令和 7 年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が 1 億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が 710 億円になるとともに、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」の実績が 36 億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証 4 号」等に係る保険引受額が 336 億円になりました。

上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。

※新型コロナ対策資本性劣後ローンと通常の資本性劣後ローンの合計値。

定性的な測定指標

[主要] 政 7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化

(目標の内容)

成長資金の供給業務の実施を確保します。

(目標の設定の根拠)

「株式会社日本政策投資銀行法」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資分野が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務について、令和 6 年12月に公表した「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会とりまとめ」を踏まえ、令和 7 年 5 月に「株式会社日本政策投資銀行法」を改正し、同業務の投資決定期限等を延長しました。また、グリーン社会実現に向けた取組を支援する「グリーン投資促進」、スタートアップの創出・育成への取組等を支援する「スタートアップ・イノベーション」、重要物資等の供給力強化や物流インフラ等の強靱化・高度化等の取組等を支援する「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、これまでも成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 具体的には、特定投資業務を通じて、令和 7 年度に30件1,854億円の投融資決定（重点分野別の令和 7 年度投融資実績は、スタートアップ・イノベーション：8 件157億円、グリーン投資促進：8 件40億円、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化：5 件227億円）を行い、それに伴い民間から誘発された資金額（いわゆる呼び水効果）は 2 兆8,122億円と、引き続き、成長資金の供給を促進しました（令和 7 年度末時点の累計投融資実績：288件 1 兆 5,627億円、呼び水効果：10兆8,102億円）。また、民間だけでは対応が難しい、リスクの高い成長分野に対して積極的に資金供給を行う中、令和 7 年度末時点における累積損益は 1,245億円の黒字となりました。 地域経済の活性化の観点では、令和 7 年度に地方創生向けに12件322億円の投融資決定を行い、それに伴い民間から誘発された資金額は4,157億円（令和 7 年度末時点の累計投融資実績：82件1,959億円）となっており、地域金融機関との間で設立した共同ファンドを通じて出資を行う中で、地域金融機関への投資ノウハウの提供・人材育成を行うなど、地域における成長資金の供給を促進しました。 上記のとおり成長資金供給業務について令和 7 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記のとおり、物価高や災害の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したこと、また、成長資金供給業務について実施を確保し、令和 7 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標 6 「危機対応業務の実施状況」

政 7 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関の出融資計画額 (補正後) の推移

(単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	130,510	58,960	47,490	27,660	24,620
	農林水産事業	7,910	7,168	8,190	7,740	6,910
	中小企業事業	62,850	34,150	27,900	21,100	18,140
沖縄振興開発金融公庫		5,640	2,951	2,332	2,087	1,827
株式会社国際協力銀行		27,000	26,000	29,500	29,600	97,100

(出所) 政府関係機関予算書、各機関資料

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 2 : 政府関係金融機関の融資実績・残高の推移 (参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績 (創業・事業承継・再生支援)」を含む。)

① 融資実績の推移

(単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	24,115	18,570	15,972	14,221	14,947
	農林水産事業	5,008	5,579	4,693	3,998	3,741
	中小企業事業	16,874	13,551	11,820	10,948	11,674
沖縄振興開発金融公庫		1,263	1,376	862	874	1,027
株式会社国際協力銀行		20,385	17,927	12,576	17,770	20,980

② 融資残高の推移

(単位 : 億円)

		令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	126,963	121,564	112,120	104,268	98,376
	農林水産事業	35,517	36,709	36,853	36,091	35,072
	中小企業事業	84,327	83,657	78,864	76,855	75,768
沖縄振興開発金融公庫		10,428	10,667	10,197	9,827	9,641
株式会社国際協力銀行		148,344	156,739	165,071	154,963	158,173

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 3 : 政府関係金融機関の金利の推移

(単位 : %)

			R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R7. 3. 31	R8. 3. 31
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 82	1. 95	1. 95	2. 60	3. 10
		特利	0. 92	1. 05	1. 05	1. 70	2. 20
		①～③	～1. 42	～1. 55	～1. 55	～2. 20	～2. 70
	農林水産事業	農業基盤整備	0. 65	1. 15	1. 25	1. 85	2. 65
	中小企業事業	基準利率	1. 07	1. 20	1. 30	1. 95	2. 40
		特利	～1. 15	～1. 40	～1. 50	～2. 15	～2. 70
①～③		0. 30	0. 55	0. 60	1. 05	1. 65	
		～0. 75	～1. 00	～1. 10	～1. 75	～2. 30	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 60	0. 80	0. 90	1. 60	2. 10
			～2. 20	～2. 65	～2. 75	～3. 30	～4. 20
株式会社国際協力銀行		輸出	1. 07	1. 40	1. 72	2. 36	3. 20

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4 : 政府関係金融機関の平均貸付期間 (新規貸出し)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	9 年 8 か月	9 年 0 か月	8 年 4 か月	7 年 6 か月	7 年 2 か月
	(生活衛生分)	10 年 9 か月	10 年 0 か月	9 年 7 か月	9 年 3 か月	9 年 4 か月
	農林水産事業	13 年 1 か月	12 年 8 か月	12 年 11 か月	12 年 6 か月	12 年 6 か月
	中小企業事業	10 年 5 か月	9 年 11 か月	9 年 5 か月	9 年 3 か月	9 年 3 か月
沖縄振興開発金融公庫		13 年 11 か月	16 年 5 か月	13 年 5 か月	14 年 0 か月	13 年 11 か月
株式会社国際協力銀行		8 年 7 か月	10 年 2 か月	12 年 7 か月	10 年 2 か月	11 年 10 か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 貸付金額による加重平均。

(注 3) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 6 : 危機対応業務の実施状況 (中堅・大企業向け)

(単位 : 億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
貸付額 (計)		2, 801	308	—	—	—
	商工組合中央金庫	255	71	—	—	—
	日本政策投資銀行	2, 546	237	—	—	—
損害担保 (計)		1, 999	157	—	—	—
	商工組合中央金庫	252	71	—	—	—
	日本政策投資銀行	1, 747	86	—	—	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注 2) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注 3) 損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。

施策	政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。 そのため、主務大臣において、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、また、業務の状況等について報告を求め、必要かつ適切な監督を行います。

	政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングを活用しながら、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、リスク管理分野に関する検査を平成15年度から金融庁に委任しています。 また、法令等遵守態勢等及びリスク管理分野に関する検査結果を踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ることとし、これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。 なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。
--	---

定性的な測定指標

	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施
	(目標の内容) 「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。
	(目標の設定の根拠) 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を求めていく必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和7年度は、2機関に対して、「令和7事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました（参考指標1参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。 なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。 さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。 また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。

	上記のとおり、「令和 7 事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	2 機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後もオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政 7 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位: 件)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	1	1	3	2	2

参考指標 2 : 政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位: 億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収益	1,358	1,218	1,108	1,321	1,433
経常費用	2,904	1,729	2,283	3,490	3,033
経常利益	△1,545	△511	△1,175	△2,169	△1,600
特別損益	△1	△1	1	△0	△1
当期純利益	△1,546	△512	△1,174	△2,169	△1,601
農林水産事業					
経常収益	499	477	473	490	527
経常費用	499	476	472	508	495
経常利益	0	1	1	△18	31
特別損益	△0	△1	△1	△0	0
当期純利益	—	—	—	△18	31
中小企業事業					
経常収益	2,831	2,551	2,474	5,575	4,222
経常費用	11,540	5,686	3,673	3,916	4,423
経常利益	△8,709	△3,135	△1,198	1,659	△201
特別損益	△1	△1	△0	△0	0
当期純利益	△8,710	△3,136	△1,199	1,659	△201

沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△91	△84	△80	△90	△89
業務費用②	124	138	156	133	99
業務費用合計（①+②）=③	34	55	75	44	9
機会費用④	1	3	6	12	24
行政コスト（③+④）=⑤	35	58	81	55	33
株式会社国際協力銀行					
経常収益	2,837	3,099	6,572	11,240	10,232
経常費用	2,395	2,952	4,973	10,601	9,395
経常利益	442	148	1,599	638	837
特別損益	0	0	0	△9	0
当期純利益	442	148	1,599	629	837

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）単位未満四捨五入。

（注 2）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年 6 月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注 3）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標 3：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	0.75	1.04	1.81	2.46	3.14
	農林水産事業	0.48	0.58	0.43	0.67	0.92
	中小企業事業	0.77	0.86	1.00	1.31	1.53
沖縄振興開発金融公庫		0.26	0.38	0.58	0.69	0.93
株式会社国際協力銀行		1.74	1.64	1.46	1.54	2.50

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）単位未満四捨五入。

（注 2）延滞率＝（弁済期限を 6 か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映

政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年11月21日閣議決定）等に基づき、米国関税措置の影響を受けた事業者に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、中東情勢の緊迫化に伴う事業者への影響等にも注視しつつ、適切な対応を行います。

危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を迅速かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。

さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正

	な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和 9 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。
--	--

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
--------------------------------	------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
-----------------------------------	--

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 また、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）等に基づき、物価高や人手不足等の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」等を継続しました。危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。 令和 8 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。
-------------------------	---

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	60,022,546 千円	
	(項) 政策金融費	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	60,022,546 千円	
	(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	60,405,000 千円	60,261,000 千円	59,977,000 千円	59,939,000 千円	
	国民一般向け業務	13,705,000 千円	13,661,000 千円	13,877,000 千円	15,239,000 千円	001413
	中小企業信用保険事業	46,700,000 千円	46,600,000 千円	46,100,000 千円	44,700,000 千円	001409
	(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	83,546 千円	
	危機対応円滑化業務	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	83,546 千円	001410
	補正予算	5,098,696 千円	△2,731 千円	8,097,140 千円		
	繰越等	20,000 千円	50,000 千円	N. A.		
	合 計	65,603,348 千円	60,390,789 千円	N. A.		
執行額		62,022,434 千円	57,051,009 千円	N. A.		
(概要) 株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費 (注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	-----------	----------	------------